現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 凡例 下線 改定箇所 富山県地域防災計画 富山県地域防災計画 原子力災害編 原子力災害編 平成 27 年 6 月 平成 29 年 3月 富山県防災会議 富山県防災会議

県地域防災計画(原子力災害編)改定案 新旧対照表

	現行地域防災計画		修正案(変更部分のみ記載)	備	考
第1章	総則	第1章	総則		
(略)		(略)			
第2章	原子力災害事前対策	第2章	原子力災害事前対策		
第1節	基本方針	第1節	基本方針		
(略)		(略)			
第2節	発電所における予防措置等の責務	第2節	発電所における予防措置等の責務		
(略)		(略)			
第3節	発電所の安全確認	第3節	発電所の安全確認		
(略)		(略)			
第4節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との	第4節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との		
連携		連携			
(略)		(略)			
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		
(略)		(略)			
第6節	情報の収集・連絡体制等の整備	第6節	情報の収集・連絡体制等の整備		
(略)		(略)			
第7節	緊急事態応急体制の整備	第7節	緊急事態応急体制の整備		
(略)		(略)			
第 1	警戒態勢をとるために必要な体制の整備	第 1	警戒態勢をとるために必要な体制の整備		
(略)		(略)			
第 2	災害対策本部体制の整備		災害対策本部体制の整備		
(略)		(略)			
第 3	オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等	第3	オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等		

の体制(原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、関係部局、 県警察本部、氷見市、各防災関係機関)

県及び氷見市は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言 発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情 報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互 に協力するため、国、立地県である石川県、志賀町、石川県の関 係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協 議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及 び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指 定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任され た者から構成され、国立研究開発法人放射線医学総合研究所

日本原子力研究開発機構等の専門家が必要 に応じ出席することとされている。

県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及 びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定め ておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議 会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の 把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、 県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置す ることとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置 する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災 専門官と連携して定めておく。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

(略)

第5 複合災害時の体制

の体制(原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、関係部局、 県警察本部、氷見市、各防災関係機関)

県及び氷見市は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言 発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情 報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互 に協力するため、国、立地県である石川県、志賀町、石川県の関 係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協 議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及 び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指 定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任され た者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 | 名称変更に 構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要|伴う修正 に応じ出席することとされている。

県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及 びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定め ておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議 会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の 把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、 県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置す ることとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置 する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災 専門官と連携して定めておく。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

(略)

第5 複合災害時の体制

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略)	(略)	
第6 防災関係機関相互の連携体制の整備	第 6 防災関係機関相互の連携体制の整備	
(略)	(略)	
第7 警察災害派遣隊受入体制の整備	第7 警察災害派遣隊受入体制の整備	
(昭)	(略)	
第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備	第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備	
(略)	(略)	
第9 自衛隊派遣要請体制の整備	第9 自衛隊派遣要請体制の整備	
(略)	(略)	
第 10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備(国立研	第 10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備(国立研	
究開発法人 <u>放射線医学総合研究所</u> 、広島大学、県知事政策	究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 、広島大学、県知事政策局、	名称変更に
局、厚生部、各医療機関)	厚生部、各医療機関)	伴う修正
県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充	県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充	
実を図るため、国立研究開発法人 <u>放射線医学総合研究所</u> 、広	実を図るため、国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 、広	
島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフか	島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフか	
らなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについて	らなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについて	
あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を	あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を	
整えておく。	整えておく。	
第 11 広域的な応援協力体制の拡充・強化	第 11 広域的な応援協力体制の拡充・強化	
(略)	(略)	
第 12 専門家の派遣要請手続き	第 12 専門家の派遣要請手続き	
(略)	(略)	
第8節 環境放射線モニタリング体制の整備	第8節 環境放射線モニタリング体制の整備	
(略)	(略)	
第9節 避難収容活動体制の整備	第9節 避難収容活動体制の整備	
(略)	(略)	

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	
(略)	(略)	
第 11 節 緊急輸送活動体制の整備	第 11 節 緊急輸送活動体制の整備	
第1 専門家の移送体制の整備(原子力規制委員会、内閣府、国立	第 1 専門家の移送体制の整備(原子力規制委員会、内閣府、国立	
研究開発法人 <u>放射線医学総合研究所</u> 、指定公共機関、県知事	研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 、指定公共機関、県知事	名称変更に
政策局、関係部局、市町村)	政策局、関係部局、市町村)	伴う修正
県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及	県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及	
び関係機関と協議し、国立研究開発法人 <u>放射線医学総合研究所</u>	び関係機関と協議し、国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機</u>	
、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家	<u>構</u> 、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家	
の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用	の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用	
手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入	手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入	
体制等) についてあらかじめ定めておく。	体制等)についてあらかじめ定めておく。	
第2 緊急輸送路の確保体制等の整備	第2 緊急輸送路の確保体制等の整備	
(略)	(野各)	
第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	
第1 救助・救急活動用資機材の整備	第 1 救助・救急活動用資機材の整備	
(略)	(略)	
第2 救助・救急機能の強化	第2 救助・救急機能の強化	
(略)	(略)	
第3 消火活動体制の整備	第3 消火活動体制の整備	
(略)	(略)	
第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
(略)	(略)	
第5 物資の調達、供給体制	第 5 物資の調達、供給体制	
1~2 (略)	$1 \sim 2$ (略)	
3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備(<u>北陸農政局富</u>	3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備(<u>農林水産省</u>	組織改編に伴

		現行	地 域 防 災 計 画				修正案	(変更部分のみ記載)	備	考
<u>L</u>	山地域セン	<u>/ター</u> 、県	知事政策局、厚生部、農林水産部、市町村	寸、			、県知	1事政策局、厚生部、農林水産部、市町村、	う修正	
E	日本赤十5	字社富山県	(支部)		E	本赤十二	产社富山県	是 支部)		
	(略)					(略)				
第 13 節	緊急時	医療体制	の整備		第 13 節	緊急時	医療体制	の整備		
第 1	医療資	機材等の割	を備		第 1	医療資	機材等の整	を備		
(略)					(略)					
第2	緊急被は	ぱく医療体	は制の構築		第 2	緊急被は	ぱく医療体	は制の構築		
(略)					(略)					
第3	立地県で	である石川	県との連携		第3	立地県で	である石川	県との連携		
(略)					(略)					
第 4	被ばく	医療に関す	⁻ る計画の作成		第4	被ばく	医療に関す	る計画の作成		
(略)					(略)					
第5	被ばく	医療機関等	その教育・研修・訓練等		第5	被ばく	医療機関等	Fの教育・研修・訓練等		
(略)					(略)					
[2		ナる初期を	なばく医療機関及び二次被ばく医療機関】		[2	く果におり	ける初期被	びばく医療機関及び二次被ばく医療機関】		
	数	市町村	病院名			数	市町村	病院名		
	6	富山市	富山市民病院			6	富山市	富山市民病院		
医初			富山赤十字病院		医初			富山赤十字病院		
療期			済生会富山病院		療期			済生会富山病院		
機被			富山逓信病院		機被			富山逓信病院		
関ば			国立病院機構富山病院		関ば			国立病院機構富山病院		
大 な			高志リハビリテーション病院		大 な			富山県リハビリテーション病院・	名称変列	更に伴
`								<u>こども支援センター</u>	う修正	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
第1 情報項目の整理	第 1 情報項目の整理	
(略)	(略)	
第2 施設等の整備	第2 施設等の整備	
(略)	(略)	
第3 住民相談窓口の設置等	第3 住民相談窓口の設置等	
(略)	(略)	
第4 要配慮者への情報伝達体制の整備	第4 要配慮者への情報伝達体制の整備	
(略)	(略)	
第5 多様なメディアの活用体制の整備(県経営管理部、市町村、	第5 多様なメディアの活用体制の整備(県経営管理部、市町村、	
各報道機関、電気通信事業者)	各報道機関、電気通信事業者)	
県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報	県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報	
道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシ	道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシ	
ャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、	ャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、	(各編共通)
CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送_	CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送 <u>、</u>	国の防災基本
等の多様なメディアの活用	<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> 等の多様なメディアの活用	計画修正に伴
体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した	体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した	う修正
者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に	者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に	
努める。	努める。	
第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画 (BCP) の策定(県知	第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画 (BCP) の策定 (県知	
事政策局、経営管理部、市町村)	事政策局、経営管理部、市町村)	
県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等	県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等	
の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる	の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる	
人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備	人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備	
体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在	体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在	
地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ	地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ	

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
た場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画	た場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画	
(BCP) の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性	(BCP) の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性	
ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定	ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定	
期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状	期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状	
況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた	況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた	
改定等を行う。	改定等を行う。	(各編共通)
(追加)_	特に、県、氷見市及びその他の市町村は、災害時に災害応急対策	国の防災基本
	活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるこ	計画修正に伴
	とから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在	う修正
	時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくな	
	った場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にも	
	<u>つながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバック</u>	
	アップ並びに非常時優先業務の整理について定める。	
第 16 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	第 16 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	
第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及	第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及	
(略)	(略)	
第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法	第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法	
(略)	(略)	
第3 学校等との連携による原子力防災教育の実施	第3 学校等との連携による原子力防災教育の実施	
(略)	(略)	
第4 要配慮者への配慮(県知事政策局、厚生部、市町村)	第4 要配慮者への配慮(県知事政策局、厚生部、市町村)	(各編共通)
県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者	県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者 <u>の多様</u>	国の防災基本
に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が	<u>なニーズ</u> に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が	計画修正に伴
整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それ	整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それ	う修正
ぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点か	ぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点か	
らの配慮に努める。	らの配慮に努める。	

	現行地域防災計画		修正案(変更部分のみ記載)	備	考
第5	居場所と連絡先の災害対策本部への連絡に係る住民に対す	第 5	居場所と連絡先の災害対策本部への連絡に係る住民に対す		
4	5周知	4	5周知		
(略)		(略)			
第6	過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開	第6	過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開		
(略)		(略)			
第7	災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信	第 7	災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信		
(略)		(略)			
第 17 節	防災業務関係者の人材育成	第 17 節	防災業務関係者の人材育成		
(略)		(略)			
第 18 節	防災訓練等の実施	第 18 節	防災訓練等の実施		
(略)		(略)			
	事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備		事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備		
(略)		(略)			
第3章	原子力災害応急対策	第3章	原子力災害応急対策		
(略)		(略)			
第1節	基本方針	第1節	基本方針		
(略)		(略)			
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保		
(略)		(略)			
第3節	活動体制の確立	第3節	活動体制の確立		
第 1	県の活動体制	第 1	県の活動体制		
1	(略)	1	(略)		
2	災害対策本部等の設置 (県知事政策局、各部局。県警察本部)	2	災害対策本部等の設置 (県知事政策局、各部局。県警察本部)		
(]	1)~(2)(略)	(]	1)~(2)(略)		
(;	3)災害警戒本部の設置等	(;	3)災害警戒本部の設置等		

田 仁 W H K K		/±: ±+.
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
ア 災害警戒本部の設置	ア 災害警戒本部の設置	(各編共通)
県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、	県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、 <u>職員</u>	国の防災基本
	の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常	計画の修正に
参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるととも	参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるととも	伴う修正
に、国、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及	に、国、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及	
び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応	び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応	
じ、災害警戒本部体制をとる。	じ、災害警戒本部体制をとる。	
(ア) ~ (イ) (略)	(ア) ~ (イ) (略)	
イ~才 (略)	イ~才 (略)	
(4) (略)	(4) (略)	
$3\sim4$ (略)	$3\sim4$ (略)	
第2 原子力災害合同対策協議会への出席等	第2 原子力災害合同対策協議会への出席等	
(略)	(略)	
第3 専門家の派遣要請	第3 専門家の派遣要請	
(略)	(略)	
第4 応援要請及び職員の派遣要請等	第4 応援要請及び職員の派遣要請等	
(略)	(略)	
第5 自衛隊の派遣要請等	第5 自衛隊の派遣要請等	
(略)	(略)	
第6海上保安部への要請	第6 海上保安部への要請	
(略)	(略)	
第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	
(略)	(略)	
第8 防災業務関係者の安全確保	第8 防災業務関係者の安全確保	
(略)	(略)	
$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)	

			Provide A to the Automotive A to the		
	現行地域防災計画		修正案(変更部分のみ記載)	備	考
3	防災業務関係者の放射線防護(内閣府、原子力規制委員会、	3	防災業務関係者の放射線防護(内閣府、原子力規制委員会、		
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 、広島大学、県知	Ξ	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、県知	名称変更	見に伴
Ę	事政策局、関係部局、市町村)	事	事政策局、関係部局、市町村)	う修正	
	(略)		(略)		
第4節	緊急時モニタリング	第4節	緊急時モニタリング		
(略)		(略)			
第5節	避難等の防護活動	第5節	避難等の防護活動		
第 1	屋内退避、避難等の防護対策の概念	第 1	屋内退避、避難等の防護対策の概念		
(略)		(略)			
第 2	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	第2	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施		
(略)		(略)			
, , , , ,	避難所等	, , , , ,	避難所等		
(略)	AELAE(7) 3	(略)	ACCUPATION OF		
, , , , ,	避難手段	, , , , ,	避難手段		
(略)	ALTER 1 FX	(略)	ALIXE J FX		
. , , , ,	広域一時滞在	, , , , ,	広域一時滞在		
(略)	1☆※ κ₫/Ψ.ΓT	(略)	(☆※ nd/山:IT		
(7	避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施	V 17	避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施		
(略)	世無の际の任氏に対するスクリーニング及び除来の美心	(略)	世無の际の住民に対するヘグリーニング及の除未の夫他		
, , , , ,	no + in	, , , , ,	pp		
	安定ヨウ素剤の予防服用		安定ヨウ素剤の予防服用		
(略)	#D## . 0D#	(略)			
	要配慮者への配慮		要配慮者への配慮		
(略)		(略)			
	学校等施設における避難措置		学校等施設における避難措置		
(略)		(略)			
第 10	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	第 10	不特定多数の者が利用する施設における避難措置		

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略)	(略)	
第 11 警戒区域の設定、避難勧告・指示の実効を上げるための措	第 11 警戒区域の設定、避難勧告・指示の実効を上げるための措	
置	置	
(略)	(略)	
第12 飲食物、生活必需品等の供給	第 12 飲食物、生活必需品等の供給	
1 (略)	1 (略)	
2 物資の調達要請(原子力規制委員会、 <u>北陸農政局富山地域センタ</u>	2 物資の調達要請(原子力規制委員会、農林水産省	組織改編に伴
一、県厚生部、農林水産部、市町村)	、県厚生部、農林水産部、市町村)	う修正
(略)	(昭各)	
3 (略)	3 (略)	
第6節 治安の確保及び火災の予防	第6節 治安の確保及び火災の予防	
(略)	(略)	
第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	
(略)	(略)	
第8節 緊急輸送活動	第8節 緊急輸送活動	
第 1 緊急輸送活動	第 1 緊急輸送活動	
$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)	
3 緊急輸送体制の確立(県知事政策局、農林水産部、市町村、各鉄道	3 緊急輸送体制の確立(県知事政策局、農林水産部、市町村、各鉄道	
事業者、自衛隊、伏木海上保安部)	事業者、自衛隊、伏木海上保安部)	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 輸送手段の確保	(2) 輸送手段の確保	
(略)	(略)	
ア〜イ (略)	ア〜イ (略)	
ウ ヘリコプターによる輸送	ウ ヘリコプターによる輸送	
地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送	地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送	
の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要	の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要	

理 ′字 坳 ່	校工安 (亦再如八の3割料)	備考
現 行 地 域 防 災 計 画な人員・物資の輸送を行うものとする。	修正案(変更部分のみ記載) な人員・物資の輸送を行うものとする。	^{1/用}
		, ,
(ア) 県及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコ	(ア) 県及び防災関係機関は、自ら所有 <u>又は運航</u> するヘリコ	ドクターヘリ
プターを第一次的に使用する。	プターを第一次的に使用する。	運航体制整備
(イ) ~ (ウ) (略)	(イ) ~ (ウ) (略)	に伴う修正
(3) (略)	(3) (略)	
第2 緊急輸送のための交通確保	第2 緊急輸送のための交通確保	
(略)	(略)	
第9節 救助・救急、消火及び医療活動	第9節 救助・救急、消火及び医療活動	
(略)	(略)	
第 10 節 緊急時医療活動	第 10 節 緊急時医療活動	
第1 原子力災害時の医療体制	第 1 原子力災害時の医療体制	
(略)	(略)	
第2 被ばく医療活動の実施(原子力規制委員会、富山県医師会、	第2 被ばく医療活動の実施(原子力規制委員会、富山県医師会、	
富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、富山県看護協会、県知事	富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、富山県看護協会、県知事	
政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係機関)	政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係機関)	
$1 \sim 4$ (略)	$1 \sim 4$ (略)	
5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携	5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携	
県は、必要に応じて国立研究開発法人 <u>放射線医学総合研究</u>	県は、必要に応じて国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発</u>	名称変更に伴
<u>所</u> 、広島大学、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属	機構、広島大学、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属	う修正
病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からな	病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からな	
る被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、	る被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、	
国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北	国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北	
陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚	陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚	
染検査、除染等を行う。	染検査、除染等を行う。	
また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者(※)	また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者(※)	
の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の消防機	の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の消防機	

田 仁 W 杜 叶 巛 킈 盂	炒て皮(本田切りの7. 21.44)	/#: #.
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
関による搬送、医療機関による受入れを支援する。	関による搬送、医療機関による受入れを支援する。	
6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送	6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送	
県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村		to 41 -to > 10
から被ばく者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所、、	から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、	名称変更に伴
広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送		う修正
について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的	について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的	
確保などを要請する。	確保などを要請する。	
第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動	第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動	
(略)	(略)	
第 12 節 自発的支援の受入れ等	第 12 節 自発的支援の受入れ等	
(略)	(略)	
第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置	第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置	
(略)	(略)	
第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策	
第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針	
(略)	(略)	
第2節 原子力緊急事態解除宣言後の対応	第2節 原子力緊急事態解除宣言後の対応	
(略)	(略)	
第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
(略)	(略)	
第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	
(略)	(略)	
第5節 各種制限措置等の解除	*****	
(略)	(略)	
「	第6節 放射性物質による環境汚染への対処	
毎0即 成別性初貝による環境汚栄への対処	毎0即 政別性物員による現場方案への対処	

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略)	(略)	
7節 災害地域住民に係る記録等の作成	第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	
(略)	(略)	
8節 被災者等の生活再建等の支援(北陸労働金庫、	第8節 被災者等の生活再建等の支援(北陸労働金庫、独立行政法人	名称変更に伴
住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会 [;]	福 住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会福	う修正
祉協議会、市町村) 	祉協議会、市町村)	
(略)	(略)	
9 節 風評被害等の軽減の影響	第9節 風評被害等の軽減の影響	
(略)	(略)	
10 節 被災中小企業等に対する支援	第 10 節 被災中小企業等に対する支援	
(略)	(略)	
11 節 心身の健康相談体制の整備	第 11 節 心身の健康相談体制の整備	
12 節 物価の監視	第 12 節 物価の監視	
13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除	第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除	
(略)	(略)	
5章 複合災害対策	第5章 複合災害対策	
(略)	おり早 核口火合刈 束 (略)	
1 節 基本方針		
(略)	(略)	
2節 災害事前対策	第2節 災害事前対策	
第1 情報の収集・連絡体制の整備(再掲)	第1 情報の収集・連絡体制の整備(再掲)	
(略)	(略)	
第2 緊急事態応急体制の整備	第2 緊急事態応急体制の整備	

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略)	(略)	
第3 避難収容活動体制の整備	第3 避難収容活動体制の整備	
(略)	(理各)	
第4 緊急輸送体制の整備	第4 緊急輸送体制の整備	
(略)	(野各)	
第5 物資の調達、供給活動(再掲)	第5 物資の調達、供給活動(再掲)	
1 (略)	1 (略)	
2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備(<u>北陸農政局富</u>	2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備(<u>農林水産省</u>	組織改編に伴
<u>山地域センター</u> 、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字	、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字	う修正
社富山県支部)	社富山県支部)	
(略)	(略)	
第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備(再掲)	第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備(再掲)	
1 (略)	1 (略)	
2 多様なメディアの活用体制の整備(県経営管理部、市町村、	2 多様なメディアの活用体制の整備(県経営管理部、市町村、	
各報道機関、電気通信事業者)	各報道機関、電気通信事業者)	
県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の	県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の	
報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソ	報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソ	
ーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有	ーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有	
線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワン	線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワン	(各編共通)
セグ放送等の多様なメ	セグ放送、 <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> 等の多様なメ	国の防災基本
ディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報	ディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報	計画修正に伴
技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な	技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な	う修正
広報技術の習得に努める。	広報技術の習得に努める。	
第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画(BCP)の策定(再	第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画(BCP)の策定(再	
掲)(県知事政策局、経営管理部、市町村)	掲)(県知事政策局、経営管理部、市町村)	
県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策	県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策	

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要と	等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要と	
なる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前	なる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前	
の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁	の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁	
舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地	舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地	
域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業	域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業	
務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。	務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。	
また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継	また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継	
続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じ	続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じ	
た経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価	た経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価	
・検証等を踏まえた改定等を行う。	・検証等を踏まえた改定等を行う。	(各編共通)
(追加)	特に、県、氷見市及びその他の市町村は、災害時に災害応急対	国の防災基本
	策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととな	計画修正に伴
	ることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首	う修正
	長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用で	
	きなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、	
	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政デ	
	<u>ータのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定め</u>	
	<u>ておく。</u>	
第8 防災訓練の実施(再掲)	第8 防災訓練の実施(再掲)	
(略)	(略)	
第3節 災害応急対策	第3節 災害応急対策	
(略)	(略)	
第4節 災害中長期対策	第4節 災害中長期対策	
(略)	(略)	